

奈良県告示第二百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和元年十一月十二日

奈良県知事 荒井正吾

| 医療機関の名称      | 医療機関の所在地       | 廃止年月日      |
|--------------|----------------|------------|
| 杉田薬局         | 磯城郡田原本町大字秦庄二九五 | 令和元年五月二十三日 |
| いこまデンタルクリニック | 生駒市山崎町二番六号     | 令和元年七月三十一日 |